

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する回答(様式1)

(回答欄)

(要望事項欄)

管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	規制改革	規制改革	要望主体	規制改革	規制改革	別表番号	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
								要望管理番号	要望管理番号		要望管理番号	要望管理番号							
z1100010	化審法における届出および審査過程の一本化	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律	化審法における新規化学物質の届出については、平成15年4月の届出より、3省の審議会の合同開催をはじめ審査の一本化を実施したところである。また、平成15年7月に「化審法に基づく新規化学物質の届出に係る資料等の作成・提出について」を定め、10月以降の届出については経済産業省を届出窓口にするともに、提出資料の内容の統一も図ったところである。	a		対応済		5102	5102680	(社)日本経済団体連合会	68	化審法における届出および審査過程の一本化(1)		化審法における届出先について、共管3省共通の窓口を設けて、当該窓口へ届け出ればよいこととすべきである。その際、提出書類の内容、部数等を統一してもらいたい。  「規制改革推進3か年計画(再改定)」(平成15年3月28日閣議決定)において、「化審法における届出窓口の一元化、手続の統一化を行なう」(平成15年度措置)とあり、その方向で早期実現されることを期待する。		一の新規化学物質につき、共管3省それぞれに対する届出が義務付けられていること、また、3審議会においてばらばらに審査が行なわれていることは、事業者にとって大きな負担である。3省においても、届出および審査過程の一本化により人的資源・物的資源の有効活用を図ることができ、効率的な化学物質安全管理体制の実現に資する。	化審法第3条	厚生労働省 経済産業省 環境省	
								5102	5102690	(社)日本経済団体連合会	69	化審法における届出および審査過程の一本化(2)		共管3省の審議会を合同で行なう等により、届出に係る新規化学物質に係る審査過程を簡素で公正・透明なものとするべきである。  「規制改革推進3か年計画(再改定)」(平成15年3月28日閣議決定)において、「新規化学物質に関する審査過程を簡素でより公正・透明なものとするべく、共管3省の審議会の合同開催等を行なう(平成15年度措置)」とあり、早期実現を期待する。		一の新規化学物質につき、共管3省それぞれに対する届出が義務付けられていること、また、3審議会においてばらばらに審査が行なわれていることは、事業者にとって大きな負担である。3省においても、届出および審査過程の一本化により人的資源・物的資源の有効活用を図ることができ、効率的な化学物質安全管理体制の実現に資する。	化審法第3条	厚生労働省 経済産業省 環境省	

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する回答(様式1)

(回答欄)

(要望事項欄)

管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	規制改革要望事項管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)	
								5008	5008010	オリックス株	1.1	特定債権法の廃止または発展的改正								
z1100020	特定債権法の廃止または発展的改正	特定債権等に係る事業の規制に関する法律 特定債権等に係る事業の規制に関する法律施行令 特定債権等に係る事業の規制に関する法律施行規則 特定債権等譲渡業者及び小口債券販売業者の許可、行為規制等に関する命令、等	特定債権等(リース・クレジット債権等)の流動化の公正かつ円滑な実施、資産流動化商品の投資家の保護を目的として、特定債権等の資産譲渡に係る仕組み規制、対抗要件特例制度としての公告制度、特定債権等譲渡業者及び小口債券販売業者の許可、行為規制等を行っている。	発展的改正 a: 全国規模で対応 b: 全国規模で検討	: 法律上の必要とするもの : 政令上の必要とするもの : 省令上の必要とするもの : 訓令又は通達上の必要とするもの	特定債権等に係る事業の規制に関する法律について、手続の簡素化の観点等から平成14年度において施行規則通達の見直しを行ったところ、平成15年6月にとりまとめられた産業構造審議会産業金融部会の中間報告を助案しつつ、引き続き、投資家保護の観点から、その必要性、在り方について具体的に検討する。		5008	5008010	オリックス株	1.1	特定債権法の廃止または発展的改正		特定債権等に係る事業の規制に関する法律(以下、特償法という。)については廃止するか、または、特償法に拠らない特定債権の流動化も認める制度、言い換えれば、任意に利用可能な制度に改正することを要望する。 なお、本事項については、平成15年3月に閣議決定された「規制改革推進3か年計画(再改定)」において、「特定債権等に係る事業の規制に関する法律について、投資家保護の観点を踏まえつつ、その必要性、在り方について引き続き検討し、結論を得る。」とされた。		特定債権以外の債権の流動化には同種の規制は存在せず、リース・割賦・クレジット債権の流動化の場合のみ、特に投資家保護が図らなければならないことに合理的な理由はない。 特定債権のみに、流動化の際の行為規制が残っていることは、市場の公平性を欠き、実際、特償法のいくつかの規制は、費用、時間の負担を増やす要因となっており、低コスト・高スピードの証券化が阻害されている。 一方で、資産流動化のための制度は整備されてきているものの、まだ充分ではない面もあることから、特償法が流動化を促進するための任意に利用可能な制度として存続することは意義がある。	特定債権等に係る事業の規制に関する法律 特定債権等に係る事業の規制に関する法律施行令 特定債権等に係る事業の規制に関する法律施行規則	経済産業省 金融庁		
								5008	5008010	オリックス株	1.2	特定債権法の廃止または発展的改正		経済産業省の産業構造審議会産業金融部会が平成15年4月にとりまとめた「中間報告 中堅・中小企業のための新たな金融機能の創造に向けて」において、債権流動化促進に向けた制度の構築の一環として、特償法の規制の見直しについて言及されているが、今後の検討に際しては、本報告書に基づき、以下の点が留意されることを要望する。 特償法を任意に利用可能な制度とした上で、特定債権の範囲を貸付債権、売掛債権等に拡大すべきである。 公告制度については、流動化対象債権が将来債権の場合にも対応した制度を創設すべきである。				経済産業省 金融庁		
								5008	5008010	オリックス株	1.3	特定債権法の廃止または発展的改正		譲渡が行なわれる時点では流動化されることが確定していない債権についても、将来、当該債権を流動化する目的で譲渡が行なわれた場合には、特償法における公告制度を利用できるような措置を図るべきである。 特定債権等譲渡業者の許可制を廃止し、許可を持たない株式会社が譲り受けた債権についても特償法の対象とすべきである。 小口債券販売業者が販売可能な小口債権には資産担保証券を含めるべきである。					経済産業省 金融庁	
								5034	5034020	(社)リース事業協会	2	特定債権法の廃止または発展的改正		・特定債権法(以下、「特償法」という。)については廃止するか、特償法に拠らない特定債権の流動化も認める制度、言い換えれば、任意に利用可能な制度に改正すること。 ・「中間報告 中堅・中小企業のための新たな金融機能の創造に向けて」において、特償法の規制の見直しについて言及されているが、今後の検討に際しては、本報告書に基づき、以下の点が留意されることを要望する。 特償法を任意に利用可能な制度とした上で、特定債権の範囲を貸付債権、売掛債権等に拡大すべきである。 公告制度については、流動化対象債権が将来債権の場合にも対応した制度を創設すべきである。 譲渡が行なわれる時点では流動化されることが確定していない債権についても、将来、当該債権を流動化する目的で譲渡が行なわれた場合には、特償法における公告制度を利用できるような措置を図るべきである。 特定債権等譲渡業者の許可制を廃止し、許可を持たない株式会社が譲り受けた債権についても特償法の対象とすべきである。 小口債券販売業者が販売可能な小口債権には資産担保証券を含めるべきである。 各種届出(数回/年×2通)を廃止すること。 仕組規制を撤廃すること。 特定投資家以外の投資家に対する譲渡制限・小口債権の転売制限を撤廃すること。	・低コストで効率的な資金調達を行なうことが可能になり、低廉なリース料によるサービスを提供することも寄与することができる。 ・届出が不要となることで事務省力化に寄与する。	・特定債権以外の債権の流動化には同種の規制は存在せず、リース・割賦・クレジット債権の流動化の場合のみ、特に投資家保護が図らなければならないことに合理的な理由はない。 ・特定債権のみに、流動化の際の行為規制が残っていることは、市場の公平性を欠き、実際、特償法のいくつかの規制は、費用、時間の負担を増やす要因となっており、低コスト・高スピードの証券化が阻害されている。 ・一方で、資産流動化のための制度は整備されてきているものの、まだ充分ではない面もあることから、特償法が流動化を促進するための任意に利用可能な制度として存続することは意義がある。	特定債権等に係る事業の規制に関する法律 特定債権等に係る事業の規制に関する法律施行令 特定債権等に係る事業の規制に関する法律施行規則	経済産業省 金融庁	参考資料「産業金融部会中間報告 中堅・中小企業のための新たな金融機能の創造に向けて」(平成15年6月 産業構造審議会 産業金融部会)	
5102	5102410	(社)日本経済団体連合会	41	特償法の廃止		特償法を廃止すべきである。その上で、現在の特定債権の範囲にとられない新たな債権流動化のスキームを構築し、債権譲渡の公告制度、投資家保護のための措置などを整備する必要がある。							リース、クレジット債権等のみならず、金銭債権の債権流動化が普及している現状においては、特定債権等譲渡業者に対してのみ厳格な規制を課す特償法を維持する必要性に乏しい。	特定債権等に係る事業の規制に関する法律	経済産業省 金融庁					

規制改革集中受付月間 / 全国規模での規制改革要望に対する回答（様式1）

（回答欄）

（要望事項欄）

管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	規制改革要望管理番号		要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項（事項名）	別表番号	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他（特記事項）
								5008	5008162										
z1100030	契約成立時書面の記載内容の簡素化若しくは撤廃	先般の作業依頼の際に回答済	商品投資販売業者は、商品投資契約等が成立したときは、顧客に対し、遅滞なく、当該商品投資契約等の内容及びその履行に関する事項を記載した書面を交付しなければならない。	b		商品投資契約等が成立した場合にその契約内容が不明確であると、後日当事者間に契約内容を巡るトラブルが生ずるおそれがあるため、成立した契約の内容を書面に記載し、顧客に対し交付することにより、その明確化を図り、投資家保護を図る趣旨から契約締結時の書面交付を求めているもの。このような趣旨に照らせば、契約締結時交付書面を撤廃することは顧客が契約内容を把握できなくなる等、投資家保護上問題があり対応は困難。ただし、契約前交付書面と契約成立時交付書面の内容が重複している点について簡素化することについては、投資家保護の趣旨及び双方の交付書面の性格を考慮しつつ、15年度中に関係省庁と検討し、結論を得る。		5008	5008162	オリックス㈱	16	商品ファンドに係る規制撤廃・緩和		2. 契約成立時交付書面の記載事項に関して販売業務命令が規定する内容の大幅な簡略化を要望する。		現行の販売業務命令が定める契約成立時交付書面の記載事項には契約前交付書面との内容重複が余りにも多く、二つの書面の読み合わせなど、投資家にとって時間的コスト増大の原因となっている。投資家のためになっていない過剰規制と指摘されないためには、大幅な記載内容の簡略化が必要である。	商品投資に係る事業の規制に関する法律	金融庁 農林水産省 経済産業省	
								5034	5034572	(社)リース事業協会	57.2	商品ファンドに係る規制撤廃・緩和		契約成立時交付書面の記載事項に関して販売業務命令が規定する内容の大幅な簡略化を要望する。		現行の販売業務命令が定める契約成立時交付書面の記載事項には契約前交付書面との内容重複が余りにも多く、二つの書面の読み合わせなど、投資家にとって時間的コスト増大の原因となっている。投資家のためになっていない過剰規制と指摘されないためには、大幅な記載内容の簡略化が必要である。	商品投資に係る事業の規制に関する法律	金融庁 農林水産省 経済産業省	
								5063	5063050	(社)日本商品投資販売業者協会	5	17条書面（契約成立時交付書面）の記載内容の簡略化もしくは撤廃		現行制度では、商品投資販売業者は、商品投資契約等が成立したときは、顧客に対し、遅滞なく契約等の内容及びその履行に関する事項を記載した書面を交付しなければならないところであるが、当該書面（契約成立時交付書面）の記載内容を簡略化もしくは撤廃していただきたい。		本件は規制改革推進3か年計画（平成15年3月28日）において「15年度中に結論」のご対応を踏まえ、措置に向けて、速やかなる対応を要望する。投資家は16条書面（契約成立前交付書面）と記載内容が重複している17条書面を受領し、混乱を来しているのが現状である。	商品ファンド法第17条	金融庁 農林水産省 経済産業省	
z1100040	私募商品ファンドの書類閲覧対象からの除外	先般の作業依頼の際に回答済	商品投資販売業者は、業務及び財産の状況を記載した書類を、営業所ごとに備え置き、顧客の求めに応じ閲覧させなければならない	b		商品投資販売業者に対し、業務及び財産の状況を記載した書類の顧客への閲覧を義務づけているのは、投資判断を行う上で、既存の商品投資の内容（運用状況等）や販売業者の経営状況を把握することは、投資家の自己責任原則を基本とした投資家保護を図る上で重要なためである。現状では、販売業者がいわゆる私募ファンドとして組成販売した商品ファンドについても顧客の閲覧対象となっているが、このような商品ファンドに関する書類の閲覧対象を関係者のみに限定することが、投資家保護上適当であるか考慮しつつ、15年度中に関係省庁と検討し、結論を得る。		5008	5008163	オリックス㈱	16	商品ファンドに係る規制撤廃・緩和		3. 商品投資販売業者がいわゆる私募ファンドとして組成販売した商品ファンドについては顧客の閲覧対象としなくとも良いよう措置することを要望する。		私募ファンド投資家への秘密保持義務を果たすためには、決算内容等、重要事項の当事者以外への開示につき法的に規制する必要がある。	商品投資に係る事業の規制に関する法律	金融庁 農林水産省 経済産業省	
								5034	5034573	(社)リース事業協会	57.3	商品ファンドに係る規制撤廃・緩和		商品投資販売業者がいわゆる私募ファンドとして組成販売した商品ファンドについては顧客の閲覧対象としなくとも良いよう措置することを要望する。		私募ファンド投資家への秘密保持義務を果たすためには、決算内容等、重要事項の当事者以外への開示につき法的に規制する必要がある。	商品投資に係る事業の規制に関する法律	金融庁 農林水産省 経済産業省	

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する回答(様式1)

(回答欄)

(要望事項欄)

管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
								5008	5008164	オリックス㈱	16	商品ファンドに係る規制撤廃・緩和		4. 投資家からの書面による契約の解除について、投資信託とのイコールフットingの観点、ならびに投資家の利益の観点から撤廃を要望する。					
z1100050	商品ファンド法におけるクーリングオフ制度の撤廃							5034	5034574	(社)リース事業協会	57.4	商品ファンドに係る規制撤廃・緩和		投資家からの書面による契約の解除について、投資信託とのイコールフットingの観点、ならびに投資家の利益の観点から撤廃を要望する。			商品投資に係る事業の規制に関する法律	金融庁 農林水産省 経済産業省	
								5063	5063060	(社)日本商品投資販売業協会	6	クーリング・オフ制度の撤廃		クーリング・オフ制度(商品投資に係る事業の規制に関する法律第17条規定の契約時交付書面を受領した日から起算して10日を経過するまでの間、書面によりその契約の解除を行うことが出来る制度)を撤廃する。			商品ファンド法第19条	金融庁 農林水産省 経済産業省	
								5008	5008165	オリックス㈱	16	商品ファンドに係る規制撤廃・緩和		5. 商品ファンドの従たる投資対象となる特定資産のうち、確定運用を目的とする金融商品(預金、運用期間内に満期をむかえる国債等)については組入比率制限の対象外とすることを要望する。			商品投資に係る事業の規制に関する法律	金融庁 農林水産省 経済産業省	
z1100060	商品ファンドにおける投資対象の組入比率制限からの預金等の適用除外	先般の作業依頼の際に回答済	基本通達により、商品投資以外の投資対象として金融商品を組み入れる場合の組み入れ割合を定めている。	c		商品ファンドは、投資家から出資された財産を主として商品投資で運用することを得られた成果を配分する金融商品であり、商品投資以外の投資対象として有価証券、金融先物等を組み入れる場合にはその組み入れ割合を定めているもの。 このような趣旨に照らせば、商品投資以外の投資対象である金融商品から確定運用を目的とする金融商品を限定して除外することは困難である。		5034	5034575	(社)リース事業協会	57.5	商品ファンドに係る規制撤廃・緩和		商品ファンドの従たる投資対象となる特定資産のうち、確定運用を目的とする金融商品(預金、運用期間内に満期をむかえる国債等)については組入比率制限の対象外とすることを要望する。			商品投資に係る事業の規制に関する法律	金融庁 農林水産省 経済産業省	
								5008	5008165	オリックス㈱	16	商品ファンドに係る規制撤廃・緩和		5. 商品ファンドの従たる投資対象となる特定資産のうち、確定運用を目的とする金融商品(預金、運用期間内に満期をむかえる国債等)については組入比率制限の対象外とすることを要望する。			商品投資に係る事業の規制に関する法律	金融庁 農林水産省 経済産業省	

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する回答(様式1)

(回答欄)

(要望事項欄)

管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
								5008	5008166	オリックス株	16	商品ファンドに係る規制撤廃・緩和							
z1100070	映画ファンドの許可取得済運用法人の子会社が商品投資販売業の許可を申請する際の最低資本規制の撤廃							5008	5008166	オリックス株	16	商品ファンドに係る規制撤廃・緩和		6. 映画ファンドの運用法人の許可を有する商品投資販売業者が、映画ファンドの運用に特化した子会社を設立し、子会社が運用法人としての許可を申請する場合には、子会社の資本の額に関する1千万円の最低額の定めを撤廃し、資本の額が3百万円の有限会社でも運用法人となれるよう要望する。		現状、許可取得済の映画ファンド業者の子会社がファンドの契約当事者となるために運用法人の許可を申請する場合、親会社と同等の1,000万円の資本の額または出資の総額が必要である。特定商品販売業者の運用法人の当該最低金額10億円、子会社の最低金額1,000万円(親会社の百分の一)に対し、映画ファンドでは親子共に1,000万円というのは不合理。子会社の資本の額または出資の総額について最低額の定めは不必要。	商品投資に係る事業の規制に関する法律	金融庁 経済産業省	
								5034	5034576	(社)リース事業協会	57.6	商品ファンドに係る規制撤廃・緩和		映画投資に係る商品投資販売業の許可取得済の商品投資販売業者によって発行済株式の総数または出資の総額が所有される法人が、映画投資に係る商品投資契約の当事者となることを目的に商品投資販売業の許可を申請する場合には、当該法人が映画投資に係る商品投資販売業以外の事業を営まないことを条件に、当該法人の資本の額または出資の総額に関する制限の撤廃を要望する。		特定商品投資に係る運用法人としての商品投資販売業者に要求される資本の額または出資の総額は最低10億円。当該商品投資販売業者の子会社が商品投資販売業の許可を申請する際に要求される資本の額または出資の総額は、最低1,000万円と、親会社の100分の一。一方、映画投資に係る商品投資販売業者に要求される資本の額または出資の総額は、親子共に1,000万円となっており、合理性に欠ける。親会社が許可を受けている場合で、子会社が映画投資契約の当事者となる以外に事業を営まない場合には、子会社の許可申請に関する資本の額または出資の総額についての最低額の定めは不必要と考える。	商品投資に係る事業の規制に関する法律	金融庁 経済産業省	
								5063	5063070	(社)日本商品投資販売業協会	7	映画ファンドの許可取得済運用法人の子会社が商品投資販売業の許可を申請する場合、その商品投資販売業者の資本の額、または出資の総額についての最低額の規定を撤廃する。		現行制度では、映画投資に係る商品投資販売業の許可取得済の商品投資販売業者によって発行済株式の総数または出資の総額が所有される法人が、商品投資販売業の許可を申請する場合、許可の条件として当該法人には1,000万円以上の資本の額または出資の総額が必要とされているところであるが、映画投資に係る商品投資販売業の許可取得済の商品投資販売業者によって発行済株式の総数または出資の総額が所有される法人が、映画投資に係る商品投資契約の当事者となることを目的に商品投資販売業の許可を申請する場合には、当該法人が映画投資に係る商品投資販売業以外の事業を営まないことを条件に、当該法人の資本の額または出資の総額に関する制限の撤廃を要望する。		特定商品投資に係る運用法人としての商品投資販売業者に要求される資本の額または出資の総額は最低10億円。当該商品投資販売業者の子会社が商品投資販売業の許可を申請する際に要求される資本の額または出資の総額は、最低1,000万円と、親会社の100分の一。一方、映画投資に係る商品投資販売業者に要求される資本の額または出資の総額は、親子共に1,000万円となっており、合理性に欠ける。親会社が許可を受けている場合で、子会社が映画投資契約の当事者となる以外に事業を営まない場合には、子会社の許可申請に関する資本の額または出資の総額についての最低額の定めは不必要と考える。本規制が撤廃されることにより、映画ファンドの振興を通じた映画製作・配給・興行業界の活性化に繋がるものと考えられる。	・商品投資に係る事業の規制に関する施行令第7条第1項 ・商品投資販売業者の許可及び監督に関する命令第5条	金融庁 経済産業省	

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する回答(様式1)

(回答欄)

(要望事項欄)

管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	規制改革要望管理番号		要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
								5036	5036030										
z1100080	輸出入・港湾諸手続の簡素化促進及びワンストップサービスの実現	外国為替及び外国貿易法第四十八条、第五十二条等	外為法令において定める特定貨物の輸出入については、同法令の規定で定める手続きに従い、経済産業大臣の許可・承認を受けなければならない。	b	、	輸出入・港湾関連手続のシングル・ウィンドウ化については、関係府省と連携、協力しつつ、平成15年7月23日にこれを実現することとした。 シングル・ウィンドウ化に当たっては、利用者にとって扱いやすく、運用に当たってコストが低く、国際標準にも配慮し、手続き面で簡素なシステムを構築するよう取り組んできたところであり、これまでシングル・ウィンドウ説明会を全国6カ所で開催するなど、民間利用者の意見聴取にも努めてきたところである。 申請手続きの徹底した見直しについては、外為法に基づく手続きの内容について、規制目的・実効性・必要性等を踏まえた手続きの見直しをこれまでも進めてきており、今後とも引き続き見直しを進めていく。		5036	5036030	(社)日本船主協会	3	港湾・輸入手続き等の一層の簡素化		全ての港湾・輸出入関連手続を対象として、申請の必要性が失われたもの、申請の中で削除できる項目、さらに省庁間に共通する項目の標準化、統一化できるものを抽出した上で、申請手続を徹底的に削減・簡素化するよう要望する。		現在、港湾・輸入手続に係る各官庁は、2003年度のできるだけ早い時期に港湾・輸入手続のシングルウィンドウ化を実現すべく作業を進めているところであるが、これは単に既存のシステムが接続されただけのものであり、予てより当協会をはじめとする産業界が要望してきた諸手続の見直しおよび簡素化を反映したものはなっていない。 従って、シングルウィンドウ・システムの稼働後であっても、全ての申請手続きについて、ゼロベースで見直しを行うとともに、関係官公庁による情報の共有化を可能とするよう関連法制度の整備に努めるべきである。	関税法、電子情報処理組織による関税手続の特例に関する法律、コテナ特例法、出入国管理及び難民認定法等	国土交通省 財務省 法務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省	
								5102	5102560	(社)日本経済団体連合会	56	輸出入・港湾諸手続の簡素化促進およびワンストップサービスの実現	2003年7月に、輸出入・港湾関連手続のシングルウィンドウシステムが供用開始されることは評価できるが、各種申請の見直しや現行の申請書類の徹底した簡素化など、電子化に先立って行うべき輸出入・港湾諸手続全般の業務改革(BPR)については甚だ不十分である。 シングルウィンドウ化に当たっては、まず、(1)民間事業者の意見聴取に基づき、提出の必要性が疑われる申請を徹底的に抽出できる項目を可能な限り削除すること、(2)申請の中で削除できる項目を可能な限り削減すること、(3)省庁間での共通項目を標準化、統一化すること、が必要不可欠である。その上で、全ての手続きを統合し、1回の入力・送信で複数の申請を可能とするシステムを整備すべく、全関係官庁は内閣官房のリーダーシップのもと連携・協議を重ねながら、このBPRを遂行すべきである。さらに、信頼性が高い荷主の包括事前審査適用貨物については、包括事前審査制度の有するコンプライアンスの趣旨に鑑み、検査を極力簡素化するとともに、現行制度の可能な限りの運用弾力化を図るなど、物流効率化の促進を図らねばならない。		例えば、シングルウィンドウ化により、複数の官庁で共通する手続について同時に送信することが可能となったものは、入・出港届等、ほんの一握りに過ぎず、従来の紙ベースでの手続きが数多く残されているのが現状である。このままでは、シングルウィンドウシステムの運用が開始されても、輸出入・港湾諸手続の簡素化、物流効率化、ひいては産業競争力の強化につながることが懸念される。	関税法 電子情報処理組織による関税手続の特例等に関する法律	財務省 国土交通省 経済産業省 法務省 厚生労働省 農林水産省		
z1100090	中小事業者に対する債務保証制度の見直し	中小企業信用保険法第三条一項、中小企業信用保険法施行令第一条の2	信用保証取扱機関の対象として、ファイナンス会社等は対象外としている。	b		民間金融機関のモラルハザードを防止するための措置については、金融機関との適正なリスク分担を図る観点から、諸外国の現状を踏まえ、中長期的には我が国でも部分保証を検討すべきであると考えている。 また、現在信用補充制度の対象としていないファイナンス会社等は、中小企業の資金供給に一定の役割を担っているものの、その実態は極めて多様であり、現行の対象金融機関の範囲のあり方については、旧債権の防止等の実効性が確保されるかどうか等の懸念もあることから、我が国及び諸外国の実態や制度等も十分踏まえつつ、慎重に検討していくことが必要である。		5008	5008300	オリックス株	30	中小事業者に対する債務保証制度の見直し		中小事業者に対する債務保証制度の見直し		健全な経営を行う中小事業者や新規事業者の資金調達の円滑化を図る施策は必要であるが、公的機関の債務保証制度については、民間金融機関のモラルハザードを防止するための措置を講じる必要がある。また、資金の供給者を特定の金融機関に限定する現行の制度は、金融サービスを提供する事業者のイコールフットイングという観点から見直すべきである。	中小企業信用保険法、中小企業信用保険法施行令	経済産業省	
								5034	5034260	(社)リース事業協会	26	中小事業者に対する債務保証制度の見直し		中小事業者に対する債務保証制度の見直し	・中小事業者に対する事業資金の融通を円滑にするため、中小企業が特定の金融機関から借入れを行った場合に、信用保証協会が債務を保証し、中小企業総合事業団が当該保証債務について信用保証協会と保険契約を締結することができる。 ・健全な経営を行う中小事業者や新規事業者の資金調達の円滑化を図る施策は必要であるが、公的機関の債務保証制度については、民間金融機関のモラルハザードを防止するための措置を講じる必要がある。また、資金の供給者を特定の金融機関に限定する現行の制度は、金融サービスを提供する事業者のイコールフットイングという観点から見直すべきである。	中小企業信用保険法、中小企業信用保険法施行令	経済産業省		

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する回答(様式1)

(回答欄)

(要望事項欄)

管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)	
								5008	5008200	オリックス株	20.1	中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律の適用拡大								
z1100100	中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律の適用拡大	中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律		a		経済産業省において、制定(平成10年)時以降順次拡充してきた中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律について、中小企業要件や未公開企業要件を撤廃して投資対象企業を一般化するとともに、投資対象事業の内容をさらに拡充し、より一般的な投資ファンド法制を整備する予定。		5008	5008200	オリックス株	20.1	中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律の適用拡大		「民法は、あくまでも典型契約としての組合について規定しているに過ぎず、強行法規ではないことから、契約自由の原則にしたがって、民法に規定する組合とは別の無限責任組合員と有限責任組合員によって構成される組合を作ること、現行法上も可能である。」		投資商品の組成に際して、利用し易い制度を確立すべきである。	民法第667条~第688条 中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律	法務省 経済産業省		
								5008	5008200	オリックス株	20.2			契約自由の原則により現行法上可能であるということはそのとおりであるが、そもそも、こうした契約ができないから法律によってできるようにしてほしいということを要望しているものではない。法務省回答は非常に残念な回答である。 「中小企業等有限責任組合法」を制定することが何故必要であったか、その問題を理解すれば、その問題は中小企業等投資の場合のみが生じる問題ではないことは明らかなのではないだろうか。			法務省 経済産業省			
								5008	5008200	オリックス株	20.3			こうした点については、同法の立法時に刊行された通商産業省中小企業庁振興課編「投資事業有限責任組合法」(財団法人通商産業調査会)の記述(P.9~10)、同書掲載の資料である「ベンチャー企業への資金供給円滑化研究会報告書」の記述(P.215~229)を参照されたい。 問題はいろいろあるだろうが、同法のような法律がなく法務省がいうように契約によって有限責任組合とした場合を考えると、第三者との関係において有限責任組合員は有限責任に留まることが担保されるかという問題である。			法務省 経済産業省			
								5008	5008200	オリックス株<公開>	20.4			この点を同法は、組合の名称中の「有限責任組合」なる文字使用規制、登記制度を与えること等によって、予見可能性を確保して第三者を保護し、有限責任組合員の責任の有限性を担保しているものと解される。こうした措置もなく、契約によって有限責任を約束すればよいという考え方で、投資家の投資を導くということこそ問題なのではないか。心あるアレンジャーがこれに躊躇を覚えても当然ではないのか。このような考え方で、現実の利用としては、古い民法が想定している近しい者間の契約という範囲を超えることはできないであろう。			法務省 経済産業省			
								5008	5008200	オリックス株	20.5			投資というのは、いろいろな規模、対象物等があって、投資の組成はそれに見合った法的構成を選択できることが望ましい。重厚な有価証券の組成もあれば、簡便な組成もあり、中間的なものも必要である。そうして考えた場合に、我が国にはリミテッド・パートナーシップ法に当たる法律がないかと思うと、平成10年に制定されているが、対象が限定されてしまっているということである。			法務省 経済産業省			

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する回答(様式1)

(回答欄)

(要望事項欄)

管理コード	項目名	(回答欄)					(要望事項欄)											
		該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	規制改革要望管理番号	規制改革要望管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等
								5008	5008200	オリックス株	20.6			しかし、そもそも、ピークルの法制に何ゆえ、対象を限定する必要があるのだろうか。上記の研究会報告書には「新しい形態の本組合が濫用されることにより投資家や組合の債権者を害することは当然あってはならないことから、法制化による法的保護が与えられる組合の目的、事業範囲を適正に設定する必要があり、この点についての検討もなされるべきである」(上記書籍P.215)としているが、投資家や債権者に法的保護を与えるための法制が濫用されると投資家や債権者を害するというのは、理解に苦しみ、論理矛盾ではないだろうか。米国においてはこのような制限はないことも考慮すべきである。			法務省 経済産業省	
								5008	5008200	オリックス株	20.7			(要するに、かかる制限が付されたのは、通産省が同法を企画、立案したもので、また管轄するためかかる制限が必要であった、かかる制限がなければ法務省法案となって日の目を見なかった、という縦割り論の帰結と解すれば理解できる。) 今後の我が国の経済を活性化させるうえで重要なことは、リスクマネーが投資に向かって動くことである。そのために、投資スキームのためのピークル法制を整備し、法的な安定を与えることが重要である。			法務省 経済産業省	
								5008	5008200	オリックス株	20.8			「中小企業等投資事業有限責任組合法」から「中小企業等」を削除して、リミテッド・パートナーシップ法を整備することを要望する。 *****以下、昨年度の「要望理由」*****本事項については、政府の総合規制改革会議の第1次答申(平成13年12月11日公表)において、「合理的かつ健全な事業組織形態の在り方について、私法上の問題点の整理と検討を開始するとともに、併せて税法上の取扱いも検討すべきである。」とされた。			法務省 経済産業省	
								5008	5008200	オリックス株	20.9			検討の経過・結果についての情報開示を要望するとともに、検討を踏まえて、早急に民法上の任意組合について、無限責任組合員と有限責任組合員との別を約するものに関する制度を確立すべきである。			法務省 経済産業省	
								5034	5034220	(社)リース事業協会	22	中小企業等投資事業有限責任組合法に関する法律の適用拡大		・組合参加形式の投資は、比較的小規模でコストを押さえたい投資商品の組成方法に向くものであり、多様な投資商品の組成の促進に資する。 ・現在の我が国の経済を活性化させるうえで重要なことは、リスクマネーが投資に向かって動くことである。そのために、投資スキームのためのピークル法制を整備し、法的な安定を与えることが重要である。・「中小企業等投資事業有限責任組合法」から「中小企業等」を削除して、リミテッド・パートナーシップ法を整備することを要望する。	・現在、投資を行う際に組合参加の形式をとる場合、商法上の匿名組合、民法上の任意組合、リミテッドパートナーシップなどが利用される。しかしながら、民法上の任意組合については、基本的に組合員が無制限責任を負うために利用が限定されているのが現状である。一方、中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律では、中小企業等に対する投資事業を行うための組合契約について、無限責任組合員と有限責任組合員との別を約するものに関する制度を確立している。・投資商品の組成に際して、利用し易い制度を確立すべきである。(別紙 要望理由補足 参照)	民法第667条-第688条中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律	法務省 経済産業省	・参考資料(要望理由 補足)

規制改革集中受付月間 / 全国規模での規制改革要望に対する回答（様式1）

（回答欄）

（要望事項欄）

管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	規制改革要望事項管理番号		要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項（事項名）	別表番号	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他（特記事項）
								規制改革要望事項管理番号	規制改革要望事項管理番号										
z1100110	消火設備内の高圧ガスに対する貯蔵規制の適用除外							5001	5001010	㈱コーアツ	1	消火設備内の高圧ガスに対する貯蔵規制の適用除外		オゾン層の破壊、地球温暖化等の環境問題から従来の消火剤（ハロン）に代わり、環境にやさしい消火剤として不活性ガス（窒素、アルゴン）を使用する消火設備が平成13年1月に法制化され急速に設置件数を増加させているが、当該消火剤は従来の消火剤と比較して必要量が大きく圧縮ガスであるために設置量が高圧ガス保安法の貯蔵の規制に簡単にかかってしまう。このための都道府県への申請業務、製品検査、完成検査等のコスト負担が多くなっている。（要望内容）消火の目的で設置してある消火設備内の高圧ガスについては高圧ガス保安法の高圧ガスの貯蔵から適用除外としてもらいたい。		（問題点） 都道府県への申請業務に加え、工場での機器検査、現地配管の気密耐圧試験など消防行政における各種検査とは別に高圧ガス保安法に基づく検査が必要となり多大な経費が発生している。 隣接するビル（保安物件）との設備距離の確保が難しい物件（例：都心の立体駐車場）へ消火設備を設置する場合には、貯蔵所とならないように配管で接続されている容器の貯蔵量を容積300m <sup>3</sup> 未満に分割して合算をしなくても済むように独立配管の設計を行うが、この設計は消火設備の機能を複雑化し、同時に多大なコスト高をまねている。 （理由） 消火設備を構成する主な機器は、法律により消防庁長官の基準に基づく認定品であり、又、使用する銅管、継手類は消防法施行規則第19条にその詳細が定められ、内容的には高圧ガス保安法で定める技術的な基準との差異はない。 消防の法律、基準類は容器貯蔵の安全を考慮するなど、高圧ガス保安法の規制内容を取込んだものとなっているにもかかわらず、高圧ガス保安法で定める技術的な基準に基づく都道府県の独立した申請制度、検査制度が維持されており、消防行政との二重行政となっている。	高圧ガス保安法第15条、16条及び17条の2	経済産業省	貯蔵の規制がかかり都道府県に貯蔵所として申請する件数は当該実績で年間150件以上、又当社のシェアから見て業界全体としては450件以上に及ぶものと推定される。
z1100120	模型ロケットエンジンの消費許可の緩和							5002	5002010	佐藤貿易	1	模型ロケットエンジンの消費許可の緩和	模型ロケット本体とそれに使用する模型ロケットエンジン類は、現在、国産品がなく全て米国からの輸入品が使用されているが、需要が拡大する事により、国内での製造と米国および海外への輸出が可能となる。	平成10年に該当品を販売するために事業にて火薬類の販売営業許可を取得したが、許可申請の手続きが煩雑であり、大きな団体が市町・村長・学校長名で消費許可を取る例が多く、少人数の団体が消費許可を申請取得することがないため、購入希望者が増えない。	法律 火薬類取締法第25条第1項 省令 火薬類取締法施行規則第49条 （参考） 火薬20グラム以下の模型ロケットエンジンと点火具 省令 火薬類取締法施行規則第1条の5第7号・第8号 告示 通商産業省告示第578号 平成7年10月6日	経済産業省	がん具煙火安全基準作成審議報告書 平成6年3月 社団法人全国火薬類保安協会 3頁7行目から、宇宙科学教育の用に供するため模型ロケットを消費する場合は、同一の消費地において一日につき 1.火薬量20グラムを超え30グラム以下の模型ロケットエンジンとそれに使用する火薬量0.2グラム以下の点火具を使用した模型ロケット50個以下、 2.火薬量20グラム以下の模型ロケットエンジン3本以下（合計火薬量60グラム以下）を取り付けた模型ロケット5個以下、 3.火薬量20グラム以下の模型ロケットエンジン5本以下（合計火薬量100グラム以下）を取り付けた模型ロケット5個以下、を無許可消費数量として火薬類取締法第49条第4号の3に設けることが答申として出されている。		
z1100130	模型ロケットエンジンの譲受許可の緩和							5002	5002020	佐藤貿易	2	模型ロケットエンジンの譲受許可の緩和	模型ロケット本体とそれに使用する模型ロケットエンジンは、現在、国産品がなく全て米国からの輸入品が使用されているが、需要が拡大する事により、国内での製造と米国および海外への輸出が可能となる。	平成10年に該当品を販売するために事業にて火薬類の販売営業許可を取得したが、許可申請の手続きが煩雑であり、大きな団体が市町・村長・学校長名で譲受許可（購入の許可）を取る例が多く、少人数の団体が譲受許可（購入の許可）を申請取得することがないため、購入希望者が増えない。	法律 火薬類取締法第17条第1項 省令 火薬類取締法施行規則第36条 通達 7立局第500号 平成7年11月15日 通商産業省 環境立地局長 （参考） 火薬20グラム以下の模型ロケットエンジンと点火具 省令 火薬類取締法施行規則第1条の5第7号・第8号 告示 通商産業省告示第578号 平成7年10月6日	経済産業省	がん具煙火安全基準作成審議報告書 平成6年3月 社団法人全国火薬類保安協会 2頁17行目から、（2）煙火として取扱う模型ロケット「-前略-合計量が基準の量をを超えるのは煙火として取り扱うものとする。」と答申が出されている。煙火は火薬類取締法第51条（適用除外）第3項により同法第17条（譲受許可）は適用しないとされているため、無制限で譲受許可が不要とすることが答申として出されている。該当品は答申では煙火と分類されたが通達により火薬と分類された。このため（無制限で譲受許可が不要となってしまう）適用除外としてではなく、無許可譲受数量として数量の緩和を要望する。		

規制改革集中受付月間 / 全国規模での規制改革要望に対する回答 (様式 1)

(回答欄)							(要望事項欄)													
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項 (事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他 (特記事項)	
z1100140	大規模小売店舗立地法関連 第4条 (指針) の早期見直し	大規模小売店舗立地法第4条	大規模小売店舗立地法第4条に基づく現行の「指針」については、産業構造審議会流通部会、中小企業政策審議会流通小委員会合同会議において、パブリックコメントを実施し、広く国民各層の意見を聴取する等、様々な角度から慎重に審議を重ねた結果策定された「指針案」を踏まえ、平成11年6月に経済産業大臣が制定したものである。 同指針では、大規模小売店舗の立地に当たって、その周辺の地域の生活環境の保持するため、駐車需要の充足など利便の確保、騒音の発生など生活環境の悪化の防止に関して、配慮すべき事項を定めている。	a		規制改革推進3か年計画 (再改定) (平成15年3月28日閣議決定) において、「本『指針』について、平成16年度中を目途とする見直しに向けた調査等を早急に行う」とされている。経済産業省としては、この方針に基づき、日本チェーンストア協会加盟の事業者を含む全国全ての大規模小売店舗の事業者 (平成14年7月現在: 約1万8千) に対するアンケートなど必要な調査等を行っているところであり、この調査結果を踏まえ、平成16年度中を目途に指針の見直しを行う。 なお、同指針においては、予測される夜間騒音レベルの最大値が騒音規制法に基づく規制基準値を超えないように「努める」とされている。大規模小売店舗立地法では、簡便的な騒音レベルが規制基準値を超えることを一切認めないという趣旨ではなく、規制基準値を超えないよう、店舗設置者に騒音対策に係る必要な対応を講ずることが求められるとの趣旨である。		5007	5007010	日本チェーンストア協会	1	大規模小売店舗立地法関連		第4条 (指針) の早期見直し		現行のままでは、新規出店は限りなく限定され、かつ、既存店における運営方法の変更ができないことから、実質営業活動を制限している。		大規模小売店舗立地法	経済産業省	
z1100150	大規模小売店舗立地法関連 届出事前協議を届出受理の条件とする運用の撤廃	事前協議の根拠無し (参考) 大規模小売店舗立地法第5条	大規模小売店舗立地法においては、届出の前に都道府県への事前協議を行うことを求めている。	e				5007	5007020	日本チェーンストア協会	2	大規模小売店舗立地法関連		届出前の地方自治体への計画書提出、関係部局との事前説明等、届出前の協議を届出受理の条件とする運用の撤廃		立地届出前に計画概要書の作成・提出、事前説明、関係部局との協議が求められ、事前の協議が終了しないと届出を受理しないのは問題である。 法律、省令の要件を満たしている届出は受理すべきである。関係部局との関連法に基づく協議は、その法令の申請の際に行うべきである。	大規模小売店舗立地法 ・栃木県大規模小売店舗立地法事務処理要綱	経済産業省		
z1100160	大規模小売店舗立地法関連 リース駐車場の契約解除時の取り扱い	大規模小売店舗立地法第6条、附則第5条	大規模小売店舗立地法第6条及び附則第5条では、届出事項のうち、駐車場の駐車台数を減少させる場合には、変更の届出を提出してから、説明会の開催、周辺住民からの意見聴取等を経て、8ヶ月を経過した後でなければ、当該変更ができないものとされている。	c		大規模小売店舗立地法は、大規模小売店舗の立地に際しての周辺環境の保持を目的としているが、駐車台数の減少は、交通渋滞等の生活環境に対する悪影響が増大する変更であるため、この悪影響を完全に排除できる代替措置がない限り、説明会の開催、周辺住民からの意見聴取等同法に定める適切な手続きを講ずる必要がある。		5007	5007050	日本チェーンストア協会	5	大規模小売店舗立地法関連		リース駐車場の契約解除による駐車台数減少の場合については、調整対象外とする。		出店後、リース駐車場については地主 (賃貸人) の相続により売却等の都合により中途解約となるケースが度々生じる。このような場合、代替地を探し、借り替えを行う等、可能な限り早急に対応するもの、駅前立地の店舗等は隣接地に代替地を確保することは困難である。賃貸借契約により確保している駐車場は、契約上中途解約を阻止する事はできず、店側の理由で契約を継続し、法的に確保していく事は不可能である。このように事業者側による都合ではない場合については、特例的に調整対象外としていただきたい。	大規模小売店舗立地法	経済産業省		
z1100170	電子メールによる広告規制について	特定商取引に関する法律第11条、第12条の2、第26条第1項第5号	原則として、電子メールによる広告を利用する事業者には特定商取引法の規制がかかることとなっているが、「事業者がその従業員に対して行う販売又は役務の提供」の場合には、団体の内部自治の観点から、例外的に同法の適用除外となっている。	c		事業者とその株式の過半数を保有する会社の従業員との関係は、内部自治の問題であるとは言えず、同法の適用除外とすることは困難である。		5008	5008420	オリックス株	42	電子メールによる広告規制について		電子メールによる広告規制については、「事業者がその従業員に対して行なう販売又は役務の提供」に加えて「事業者がその株式の過半数を保有する会社の従業員に対して行なう販売又は役務の提供」も適用除外とすることを要望する。		事業所に設置された従業員用のパソコンのアドレスに広告を送信する場合、広告の提供を希望しない旨の意思表示を受けているグループ会社の従業員を除外して、広告を送信することは非効率な作業となる。一方で、除外せず一律送信したとしても、グループ会社の従業員にとって損害に繋がることは考え難い。	特定商取引に関する法律第11条、第12条の2、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律第4条	総務省 経済産業省		
z1100180	電気主任技術者選任規制の緩和	電気事業法第43条	工場、ビル等の事業用電気工作物を設置する者は電気主任技術者を選任しなければならない。	b		工場、ビル等の事業用電気工作物を設置する者 (以下「設置者」という。) は、自らが使用する電気起因する災害及び障害の防止のため、当該工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督をさせる常勤の電気主任技術者を選任しなければならないこととなっているが、設置者との資本又は役員との関係が密接な関連会社の従業員が常駐している場合にあっては、設置者の従業員のみならず選任することができることとしている。 要望のあったビル管理会社が委託元会社の連結子会社であり、その従業員が同じ事業所内に常駐している場合については、適切な保安管理体制が構築され、保安上支障が生じないこととなっているかどうかについて慎重に検討し、選任が可能であるかどうかについて判断してまいりたい。(平成15年度中に検討)		5009	5009020	ソニー株	2	電気主任技術者選任規制の緩和		工場 (産業用) に係わる電気主任技術者について、有資格者であれば、業務用電力契約の主任技術者と同じく、契約電力数を問わず、ビル管理会社の職員への委託を認めていただきたい。特に、ビル管理会社が委託元会社の連結子会社であり、同じ事業所内に常駐している時には、当該ビル管理会社 (連結子会社) の職員を電気主任技術者として選任することを認めていただきたい。	現在多くの企業において専門性を高める目的で、本社の一部機能を分社化する傾向がある。人事・総務系の専門機能を分社化する場合は、分社化前と同じ事業所内に勤務している場合があり、子会社にアウトした社員でも資格要件を満たしていれば、電気主任技術者としての責任は十分果たし得る。契約電力が2000kWh未満の場合、保安協会・主任技術者協会に電気主任技術者を委託できるが、協会による巡回点検は1-3ヶ月に1回程度であり、常駐している管理会社 (当該会社の連結子会社) の技術員の方が遥かに信頼性が高い。	電気事業法第43条第1項、電気事業法施行規則 第52条	経済産業省			

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する回答(様式1)

(回答欄)							(要望事項欄)												
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
z1100190	アウトソーシング事業におけるファシリティ管理者選任要件緩和	電気事業法第43条	工場、ビル等の事業用電気工作物を設置する者は電気主任技術者を選任しなければならない。	b		工場、ビル等の事業用電気工作物を設置する者(以下「設置者」という。)は、自らが使用する電気に起因する災害及び障害の防止のため、当該工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督をさせる常勤の電気主任技術者を選任しなければならないこととなっているが、設置者との資本又は役員との関係が密接な関連会社の従業員が常駐している場合にあっては、設置者の従業員とみなして選任することができることとしている。 要望のあったファシリティ業務委託会社が、機能分社化後の会社であり、その従業員が当該事業所に専属で常勤・従事する場合については、適切な保安管理体制が構築され、保安上支障が生じないこととなっているかどうかについて慎重に検討し、選任が可能であるかどうかについて判断してまいりたい。(平成15年度中に検討)		5009	5009030	ソニー㈱	3	アウトソーシング事業におけるファシリティ管理者選任要件緩和		ファシリティ管理者の選任は、事業主と雇用関係にある者という限定解釈でなく、事業主とファシリティ業務委託会社(含む機能分社)の間で、管理者の選任、責任・権限を明示した業務委託契約を締結し、委託会社が資格等を有する社員を指名し、当該事業所に専属で常勤・従事させること(を条件に、ファシリティ業務委託会社の社員を、当該会社のファシリティ業務管理者に選任できるようにしていただきたい。また、当該会社から機能分社したファシリティ業務委託会社が、当該会社の労災処理を業として請け負う場合には、当該事業所に専属で常駐する委託会社の社員がいることを条件に、社会保険労務士を置くことを不要としていただきたい。		機能分社化、アウトソーシング化における委託側、受託側の共通の目的は効率化もさることながら選法の精神に則り当該業務における専門性の強化、品質の向上を行うことである。また、分社・委託は委託会社の機能の一部であるため資格要件も含め委託会社としての必要要件を全て満たす形態となっている。よって、「専属の者」の解釈にて届出が受理されない状態となっている。分社後の企業には当該専門性を有する機能がないため、仮に再選任することと本来業務ではない者に資格を取得させ従事させることとなるため本来業務、安全衛生管理業務とも業務品質が低下することとなる。実態の伴う形での運用にすべく緩和を要望する。	エネルギー管理者(員):エネルギーの使用の合理化に関する法律 第7条・第12条の3 高圧ガス保安法第27条の2-第33条 電気主任技術者:電気事業法第43条第1項、電気事業法施行規則第52条 衛生管理者:労働安全衛生法第12条、労働安全衛生規則第7条 特別管理産業廃棄物管理責任者:産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第12条の2第6-7項、産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 第8条の17 安全運転管理者:道路交通法 第74条の2 整備管理者:道路運送車両法 第50条 社会保険労務士法 第2条、第27条	経済産業省 厚生労働省 環境省 警察庁 国土交通省	以下要望書と関連します。ソニー㈱-1-3-1、ソニー㈱-2-3-1
z1100200	特定高圧ガス消費設備(特殊高圧ガス消費設備)に係わる届出の簡略化	一般高圧ガス保安規則第55条	高圧ガス保安法上の技術基準は、多くの規定で性能規定化されており、消費に係る技術上の基準も同様である。ここで、性能規定化とは、保安の確保に必要な機能や履行すべき手順等の大枠のみを法令上規定することをいう。 性能規定化された技術基準に適合する詳細基準の一例として、国により例示基準が示されているところである。例示基準どおりの場合は、技術基準に適合するものと解されるが、例示基準に基づかない場合においても、事業者等において技術基準への適合性を科学的根拠に基づき証明すること等により、技術基準への適合性が都道府県により認められることは可能となっている。	e		事業者が経済産業省令に基づく技術基準に適合すると考える詳細基準については、届出先である県とよくご相談ありたい。		5009	5009050	ソニー㈱	5	特定高圧ガス消費設備(特殊高圧ガス消費設備)に係わる届出の簡略化		高圧ガス保安法において、特殊高圧ガス消費設備は、一般高圧ガス保安規則の定める基準に従って消費されるものとされている。一方、その基準に具体的明示がされていない場合、地方自治体の定める指針が、解釈指針として使われているが、設備に要求される安全性は、高圧ガス保安法の一般高圧ガス保安規則第55条(特定高圧ガスの消費に係る技術上の基準)を準拠することで対応し、都道府県の指針は指標とし、指針に準じた安全性の確認に関しては、事後確認としていただきたい。		地方自治体の求める指針では現実的な必要性が低いにも関わらず、緊急除害用の薬剤設置、保安電源(無停電電源装置(UPS))の設置、認定品の使用など、過剰投資を要するものがあり、事業者のコスト負担が大きい。第1種製造設備においても非常用電源は、非常用発電機電源で認められているにも関わらずUPSの併用は、危険性、想定される被害状況から考えると過剰と考える。設備に要求される安全性は、高圧ガス保安法の一般高圧ガス保安規則第55条(特定高圧ガスの消費に係る技術上の基準)を準拠することで対応可能であることから、国の定める基準への準拠と、これ以上の緊急時の備えは事業者の自己責任・自己管理に委ね、簡素化を図っていただきたい。	高圧ガス保安法 第24条の3 高圧ガス保安法 第24条の4 一般高圧ガス保安規則第55条 神奈川県防災局工業保安課監修『特殊高圧ガスに係る特定高圧ガス消費関係手続マニュアル』平成14年10月(財)神奈川県高圧ガス協会=神奈川県指針	経済産業省	
z1100210	高圧ガス保安法による冷凍機、高圧ガス製造設備の点検回数の削減							5009	5009080	ソニー㈱	8	高圧ガス保安法による冷凍機、高圧ガス製造設備の点検回数の削減		コンピューター制御による遠隔監視や、起動・停止の自動制御が導入されている高圧ガス製造設備については、オペレーターによる巡回点検回数の義務を緩和していただきたい(例:現地の巡回回数を、「完全に遠隔監視の場合:1回/週」「モーターの併用による遠隔監視:1回/月」とする)。		高圧ガス製造設備は、法規が制定された当時と比べ、自動制御が大幅に進み、安全性の観点でも「FAIL SAFE」の思想が十二分に配慮されたものとなっている。また、計装機器の信頼性も向上しているため、誤作動の発生する確率は、非常に少なくなっている。安全確保のための要件基準を設備の実情とあわせることは、安全性の低下と相反しないと考える。また、企業は「安全性の向上」と「管理費用の低減」を目的に設備の自動化等の活動の効率化、生産向上に取り組んでいるが、当該規制によって、意図した効率性向上が十分に果たせないでいる。	一般高圧ガス保安規則第6条第2項第4号(定置式製造設備に係る技術上の基準) 一般高圧ガス保安規則第55条の2第2項第3号(特定高圧ガスの消費者に係る技術上の基準) 冷凍保安規則第9条第1項第2号(製造方法に係る技術上の基準)	経済産業省	
z1100220	工場立地法の生産施設面積、緑地率の緩和	工場立地法第4条第1項第1号工場立地に関する準則第1条、第2条	生産施設の敷地面積に対する割合は、業種の区分に応じた割合以下とする。 第1種 百分の十 第2種 百分の十五 第3種 百分の二十 第4種 百分の三十 第5種 百分の四十 緑地(以下「緑地」という。)の面積の敷地面積に対する割合は、百分の二十以上の割合とする	b		提案された内容を踏まえ、より地域の実情に応じた設定が可能となるよう、平成15年度のできるだけ早い時期に、準則第1条(敷地面積に対する生産施設面積の割合)、準則第2条(敷地面積に対する緑地面積の割合)及び同第3条(敷地面積に対する環境施設面積の割合)並びに施行規則第3条(緑地の定義)及び同第4条(緑地以外の環境施設の定義)について全国的に見直す		5014	5014060	(社)関西経済連合会	6	工場立地法の生産施設面積、緑地率の緩和		住宅地域、商業地域から離れた工場や工業専用地域内の工場にあっては左記規制を緩和する。		工場を新設する場合、例えば面積に対する生産施設面積比率40%以下、緑地率25%以上等厳しい条件となっている。仮に建屋面積5,000㎡の工場を造る場合には12,500㎡の用地確保が必要となり事業者の負担が非常に大きく、事業の採算性に大きく影響し、新規工場立地の阻害要因となっている。また事業に供しない更地が35%~100%-40%-25%)も発生し、土地の利用効率(土地生産性)が非常に悪い。	工場立地法第4条第1項第2号他、同施行規則	経済産業省	[再要望]2002年9月30日付、当連合会規制改革要望済。関係省から未回答。

規制改革集中受付月間 / 全国規模での規制改革要望に対する回答（様式1）

（回答欄）

（要望事項欄）

管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	規制改革要望事項管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項（事項名）	別表番号	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他（特記事項）
z1100230	バーゼル法に基づいた解撤等を行うための輸出される船舶の輸出承認申請等手続きの廃止	バーゼル法第2条第1項、輸出貿易管理令別表第2の35の2、バーゼル法第4条第1項、外国為替及び外国貿易法第48条第3項、関税法第67条、および関係通達	解撤等を行うために輸出される船舶については、輸出承認を受ける必要があると周知しているが、現時点で承認の実績はない。	c		当該措置は、バーゼル条約に基づいた国内法であるバーゼル法により手当てしているものであり、国際条約で定められた手続きを変更することは適当でない。 なお、平成10年12月14日付、加藤修一参議院議員の質問趣意書に対し、平成11年1月22日答弁書において「アスベスト又はPCBを含む物質又は物体は、バーゼル条約の規制対象となる「有害廃棄物」に該当するものである。一般に、アスベスト又はPCBを含む備品が存在する船舶が、解撤を目的として国境を越える移動がなされる場合で、当該備品の処分をも目的の1つとしている場合には、  （以下「その他」欄に続く）	（「措置の概要」欄より続く）  バーゼル条約の規定に従って、輸入国である締約国に対し、当該移動の計画を通告し、その同意を得る等、手続きをとる必要があると回答している。	5036	5036060	(社)日本船主協会	6	バーゼル法に基づいた解撤等を行うために輸出される船舶の輸出承認申請等手続きの廃止		現在「特定有害物質等の輸出入等の規制に関する法律」（以下、バーゼル法）を所管する各省庁は、平成11年5月の通達により、解撤等を目的とした日本籍船の輸出について当該船舶がアスベスト等の有害廃棄物を含む場合、輸出申請等の手続きが必要としている。このバーゼル法に基づいた輸出申請等手続きの廃止を要望する。		バーゼル条約の解撤船舶への適用に係る問題については、国連環境計画において検討されている段階であり、大多数の国は解撤予定船舶を同条約の対象とみなしていない。また、現在のバーゼル条約を解撤船舶にあてはめた場合、船舶から構造・設備機器に含まれる有害物質を分離・除去することは船舶の安全運航を脅かすこととなり、実行不可能である。さらに、相手国の輸入の承認を得るにしても、バーゼル条約で要求されるように船内の危険物質の種類・分量を全て把握することは現実的に不可能で、船舶の解撤への道が開ざれることになる。特に大型日本籍船は国内での解撤に適さないことから海外で解撤せざるを得ない状況にある。従って、同通達の廃止を求める。	バーゼル法第2条第1項、輸出貿易管理令別表第2の35の2、バーゼル法第4条第1項、外国為替及び外国貿易法第48条第3項、関税法第67条、および関係通達	環境省 経済産業省	添付資料：以下の関係通達 ・「解撤等を行うために輸出される船舶の輸出承認に係る周知について」（海運第171号） ・「解撤等を行うために輸出される船舶の輸出承認について」（環水企第203号、衛産第35号、11立環指第5号）
z1100240	リース事業者設置の自家用電気工作物における、設置者の扱いの弾力運用	電気事業法第43条	工場、ビル等の事業用電気工作物を設置する者は電気主任技術者を選任しなければならない。	c		工場、ビル等の事業用電気工作物を設置する者（以下「設置者」という。）は、自らが使用する電気に起因する災害及び障害の防止のため、当該工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督をさせる電気主任技術者を選任しなければならないこととなっている。 設置者が事業用電気工作物の一部又は全部を自らの財産として設置するからリース等によって他者からの借り受けによって設置する場合には設置者の判断であるが、いずれの形態で設置した場合であっても、電気事業法においては、自己責任、自主保安の観点から当該電気工作物の安全確保は設置者自らに課されている。 仮に、リース会社が設置者となると当該電気工作物の日常的な保安管理に一義的に責任を有する者が不在ということになるため、自己責任と自主保安の観点から不適切である。  （以下「その他」欄に続く）	（「措置の概要」欄より続く）  なお、設置者に一義的な保安責任を課しつつも、電気主任技術者を雇用することが困難な事業者配属し、電気主任技術者の外部委託を認める制度が設けられている。本件要望については、一定の要件を満たせば、当該制度の利用が考えられる。（来年1月1日からは、一定要件を満たす法人が一定の条件下で外部委託先となることが可能となっている。）	5040	5040010	備シーテック	1	リース事業者設置の自家用電気工作物における、設置者の扱いの弾力運用		自家用電気工作物の保安管理責任は、現規則では設備の設置者すなわち事業者（使用者）となっている。しかし、高圧受電設備等におけるリース事業者の参入の場合、「設置者」がリース事業者となる。このため、保安管理責任者配置における設備の「設置者」に限定した規制を、リース事業において対応できるように保安責任の明確化を前提として、設置者（使用者）もしくは所有者のいずれも可とする規制の緩和をお願いしたい。	数多いコンビニや工場等での高圧受変電設備は、一般的には事業設備内では補助的施設に位置付けられる。このため、企業側での投資抑制ならびに管理の合理化等の観点からのリース化ニーズが強い。その期待に応えたい。	「設置者」の定義を、使用者、所有者を含む弾力的運用とすることにより、高圧自家用電気工作物のリース事業者への参入を容易にする。これにより、企業側ニーズの強い、受変電設備のリース化と、低圧を含む事業場内全ての電気設備を、設置から保安管理まで一括して行なうワンストップサービスに対しても対応が可能となる。	電気事業法施行規則第52条（主任技術者の選任）	経済産業省	平成15年度には、保安業務に対し電気主任技術者の一般保安法人を含む外部委託拡大が予定されている。この場合も、保安責任の明確化が主眼であり、「設置者」責任は体制の整備を前提に、使用者もしくは所有者を問わないものと考えられる。
z1100250	特別高圧自家用電気工作物の保安管理のうち、第2種電気主任技術者を「選任」から「非選任」への規制緩和	電気事業法第43条、電気事業法施行規則第52条第2項	工場、ビル等の事業用電気工作物を設置する者は電気主任技術者を選任しなければならないが、電気主任技術者を選任することが困難な設置者に配属し、7000ボルト以下で受電する事業場については、保安の監督に係る業務を常駐するのではなく、外部の非常勤者に委託することができることとなっている（不選任承認制度）。	c		工場、ビル等の事業用電気工作物を設置する者は常勤の電気主任技術者を選任しなければならないこととなっているが、電気主任技術者を選任することが困難な設置者に配属し、7000ボルト以下で受電する事業場については、保安の監督に係る業務を常駐するのではなく、外部の非常勤者に委託することができることとなっている（不選任承認制度）。	（「措置の概要」欄より続く）  したがって、受電電圧が7000ボルトを超える事業場の保安管理を非常勤の外部の電気主任技術者に委託することは保安の観点から不適切であり、同制度の対象とすることはできない。	5040	5040020	備シーテック	2	特別高圧自家用電気工作物の保安管理のうち、第2種電気主任技術者を「選任」から「非選任」への規制緩和		特別高圧（構内17万V、その他10万V未満）で受電する工場等の設置者は、設備の保安管理のため第2種電気主任技術者の専任配置が規定されている。しかし、一律的な規定は業務合理化、要員効率化の観点から弊害がある。このため、保安業務の外部委託化、人材派遣等の合理化が図られるよう専任規制を撤廃し、特別高圧（構内17万V、その他10万V未満）で受電する場合も高圧の場合と同様、「非選任」の扱いができるよう規制緩和をお願いしたい。		一般的な事業場での電気主任技術者業務は、2-3日/週の業務対応が実態であり、保安業務に対する専任性は少ない。また有資格者の確保が難しいケースがある。このため、保安業務の外部委託化、人材派遣等による業務合理化ニーズは強いことから、対応可能なルールとされたい。	電気事業法施行規則第52条（主任技術者の選任）	経済産業省	

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する回答(様式1)

(回答欄)							(要望事項欄)												
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
z1100260	『人材派遣業』への電気工作物保安業務の追加	電気事業法第43条	工場、ビル等の事業用電気工作物を設置する者は電気主任技術者を選任しなければならない。	b	工場、ビル等の事業用電気工作物の保安の監督を行うにあたっては、資格を有する者が単に電気工作物の点検を行うだけでなく、電気主任技術者による保安に関する指揮命令系統等が担保されるという適切な保安管理体制が構築されている必要がある。また、この補助金は、予算措置としての補助金制度であり、この補助金の交付が、中小水力発電施設の設置に対する制約とならないため、「規制」に該当しないものとする。また、この補助金は公営電気事業者だけでなく、卸供給事業者、自家発電事業者等に対しても交付されるものとする。	工場、ビル等の事業用電気工作物を設置する者(以下「設置者」という。)は、自らが使用する電気に起因する災害及び障害の防止のため、当該工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督を行う常勤の電気主任技術者を選任しなければならないこととなっている。 電気工作物の工事・維持及び運用に関する保安の監督を行うにあたっては、資格を有する者が単に電気工作物の点検を行うだけでなく、電気主任技術者による保安に関する指揮命令系統等が担保されるという適切な保安管理体制が構築されている必要がある。また、この補助金は、予算措置としての補助金制度であり、この補助金の交付が、中小水力発電施設の設置に対する制約とならないため、「規制」に該当しないものとする。また、この補助金は公営電気事業者だけでなく、卸供給事業者、自家発電事業者等に対しても交付されるものとする。		5040	5040030	㈱シーテック	3	『人材派遣業』への電気工作物保安業務の追加		特別高圧(構内17万V、その他10万V未満)で受電する工場等の受電設備「設置者」は、設備の安全管理のため第2種電気主任技術者の選任が規定されている。この業務に対して、『人材派遣業』への委託による業務合理化ニーズは強い。	電気工作物の保安管理業務について、指定された有資格者の『人材派遣業』により対応する。	一般的な事業場における電気主任技術者業務は、保安業務に対する専門性は少ない。また有資格者の確保が難しいケースがある。これより、保安業務の『人材派遣業』への委託による業務合理化ニーズは強い。	労働者派遣事業の適正な運用の確保及び派遣労働者の就業条件の整備に関する法律施行令第1-4条(政令で定める業務)	厚生労働省 経済産業省	
z1100270	「公営電気事業」に対する国庫補助金等の廃止、および事業の民営化等の推進	電源開発促進対策特別会計法施行令第1条第5項第3号	クリーンな純国産エネルギーである水力発電の開発を推進するため、中小水力発電所の建設に係る費用の一部を、公営電気事業者等卸供給事業者、自家発電事業者等に対して補助する。	e	・水力発電は、エネルギーの安定供給の確保、地球温暖化防止の観点から、CO2を排出しないクリーンで再生可能な純国産エネルギーであり、ご指摘の中小水力発電施設に対する補助金は、水力発電の開発を着実に推進するために必要と考える。 ・なお、この補助金は、予算措置としての補助金制度であり、この補助金の交付が、中小水力発電施設の設置に対する制約とならないため、「規制」に該当しないものとする。 ・また、この補助金は公営電気事業者だけでなく、卸供給事業者、自家発電事業者等に対しても交付されるものとする。		5040	5040040	㈱シーテック	4	「公営電気事業」に対する国庫補助金等の廃止、および事業の民営化等の推進		公営水力発電所は、全国で293箇所、認可出力2,570 MWが運転中であるが、一般電気事業者の発展とともに、その任務は全うした。しかし、13年度においても、公営発電事業に国庫補助金約5億円/年、また企業債約53億円/年を調達して、事業維持を図るなど課題は多い。このため、公営発電事業に対する国庫補助金の廃止とともに、事業の民営化を推進し電力自由化に対する競争力確保に努める。	全国34都道府県・市における公営電気事業について、事業譲渡等の民営化を図ることにより、専門技術を活用し低コスト化を目指す。	公営発電事業の財政的保護は電力自由化による競争化の時代になじまないもので国庫補助は廃止する。また、民営化により民間活力の積極的活用と行政における業務のスリム化を図る。	地方財政法6条(補助金の交付) 地方公営企業法2条(この法律の適用を受ける企業の範囲)	総務省 経済産業省	電力自由化では一般電気事業者を対象に活発な議論が行われているが、公営発電事業については、その内容が見えていない。更なる活発な議論に期待したい。	
z1100280	工業再配置促進法の廃止	工業再配置促進法	移転促進地域から誘導地域に工場の移転等を促進し、国土の均衡ある発展を図るため誘導地域における工場立地について、税制・財投等の支援措置をする。	e	工業再配置促進法は、移転促進地域から誘導地域に工場の移転等を促進するために、税制上の特別措置等財政上の支援措置を定める法律であり、工業立地を制限する規制を設けているものではない。		5049	5049030	大阪府	3	工業再配置促進法の廃止		我が国の経済再生にとって大阪府の再生は不可欠であり、従来の都市部からの工場移転促進政策を見直す必要がある。そこで「工業再配置促進法」の廃止を要望する。	本府としては、都市の産業空洞化をもたらし府内企業の流出防止に努めるとともに、IT、ナノテクをはじめとする高付加価値の都市型産業や、チャレンジ精神に富む内外の企業立地を促進し、経済の活性化、雇用の創出を図る。	都市部における産業の活力維持はわが国全体の産業発展にとっても不可欠であるが、近年、都市部における工場数等の減少に伴って、産業の空洞化が進んでいる。 地方分権のもと地域の独自性を活かしたまちづくりや地域間競争が求められる時代になっており、企業を都市部から地方へ移転促進するという工業再配置促進法の考え方は時代に適合しなくなっていること、さらに法の施行による工業再配置が進んだ結果、全国的にも移転促進地域と誘導地域との格差が相当是正されてきており、誘導を進める必要性は低くなっていることから、工業再配置促進法の廃止を求める。 (今後は、都市部における産業苗床機能を高める政策を推進し、積極的に新産業の創造や産業再投資を促進すべきである。)	工業再配置促進法	経済産業省	【添付資料】 ・製造品出荷額の各府県別全国シェア ・府内製造業従業者数の推移 ・府内製造業事業所数の推移	
z1100290	商品ファンド法に基づく3省にまたがる主務官庁への申請・届出等の窓口の一本化	先般の作業依頼の際に回答済	申請者等は、許可等の申請書又は各種届出書を主務大臣に提出しなければならない。	b	商品投資販売業者は、主務官庁である金融庁・農林水産省・経済産業省の3省庁に同一の許可の申請及び変更等の届出に係る書類を提出している。主務官庁において許可業者の状況を把握する必要があるものの、書類の提出方法については、窓口となる省庁を設定して窓口の一本化を図ることが許可業者の監督上問題を生じることがないよう考慮しつつ、15年度中に関係省庁と検討し、結論を得る。		5063	5063020	(社)日本商品投資販売協会	2	3省にまたがる主務官庁への申請・届出等の窓口の一本化		主務官庁の窓口一元化		現行制度では、許可の申請および変更等の届出に係る提出すべき書類が主務官庁ごとになっているため、全く同一の書類を整え、かつそれぞれの窓口へ提出しているところであるが、内閣府総合規制改革会議公表資料「意見・要望」に「措置するかどうかを含めて検討中」のご対応を踏まえ、措置へ向けて、速やかなる対応を要望する。	・商品投資に係る事業の規則に関する法律(商品ファンド法)第5条、第8条、第9条、第10条、及び第11条 ・商品投資販売業の許可及び監督に関する命令第1条、第7条、第8条及び第9条	金融庁 農林水産省 経済産業省		

規制改革集中受付月間 / 全国規模での規制改革要望に対する回答（様式1）

（回答欄）

（要望事項欄）

管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	規制改革要望事項管理番号		要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項（事項名）	別表番号	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他（特記事項）
								5063	5063030										
z1100300	商品ファンドにおける「許可申請書」に添付する役員および重要な使用人に関する官公署の発行する身分証明書ならびに成年被後見人等でないことを証する証明書の撤廃	先般の作業依頼の際に回答済	商品投資販売業の許可申請を行う際に、役員又は重要な使用人が成年被後見人等に該当しない旨の官公署の証明書を「許可申請書」に添付しなければならない。	c		欠格要件に関する官公署の証明書添付については、添付を省略した場合の代替案として、商業登記簿謄（抄）本のみによる確認方法や、欠格条項すべてに該当しない旨の誓約書のみによる確認方法を検討したものの、については商業登記法における役員登記の際に審査を行う規定がないこと及びファンド法で添付の対象となっている重要な使用人に関するは号登記簿謄（抄）本では重要な使用人に関する記載がないため、欠格要件の確認資料となりえない。次にについては、現行法上で誓約書を求めているのは申請者自身が証明する手段がない欠格条項について、やむを得ず証明に代えて誓約することを求めているものであり、審査の簡略化のために求めているものではないことから、撤廃は困難である。		5063	5063030	(社)日本商品投資販売業協会 < 公開 >	3	商品ファンドにおける「許可申請書」に添付する役員および重要な使用人に関する官公署の発行する身分証明書ならびに成年被後見人等でないことを証する証明書の撤廃		現行制度では、商品投資販売業の許可申請を行う際に、許可申請書に役員および重要な使用人について、官公署の発行する身分証明書ならびに成年被後見人等でないことを証する証明書を添付しなければならないところであるが、役員および重要な使用人について、官公署の発行する身分証明書並びに成年被後見人等でないことを証する証明書の添付を廃止することを要望する。		商品ファンド法第5条、第8条、及び第10条、商品投資販売業者の許可及び監督に関する命令第4条	金融庁 農林水産省 経済産業省		
z1100310	追加型商品ファンドにおける法定交付書面の簡素化	先般の作業依頼の際に回答済	商品投資販売業者は、追加型ファンドを購入した顧客が更に同一ファンドを再購入する場合であっても、法規上その都度、「契約成立前交付書面」を交付することになっている。	b		商品ファンド法において、契約締結前と契約成立時の2回に分けて書面を交付させるのは、投資家が契約内容、リスクについて十分な理解を得る事が必要であり、後日当事者間において契約を巡るトラブルが生じることを防止することで、投資家保護を図る趣旨によるものである。このような趣旨に照らせば、追加型商品ファンドを同一投資家が再購入する場合、それぞれが別個の商品投資契約であることからその契約毎に書面を交付することが必要であるが、追加型ファンドの再購入契約に際しては、法定交付書面の記載事項を簡略化することが可能か否かについて検討しており、15年度中に結論を得る。		5063	5063040	(社)日本商品投資販売業協会	4	追加型商品ファンドにおける法定交付書面の簡素化		現行制度では、追加型商品ファンドにおいて、同一ファンドを追加購入する場合は、その都度、法定書面を交付し、投資家も受領しなければならないところであるが、一度購入して法定書面を受領している商品ファンドを再度購入する際には、投資家の承諾が得られた場合は法定書面の交付を簡素化（変更点のみ交付）してもよいこととして働き度。		商品ファンド法 第16条、第17条、及び第18条の2	金融庁 農林水産省 経済産業省		
z1100320	石油コンビナート等の施設の新設・変更に係る届出先の市町村長等への移管							5079	5079010	茨城県	1	石油コンビナート等の施設の新設・変更に係る届出先の市町村長等への移管		レイアウト新設・変更の届出先（審査）を当該地域における地理等の実状を把握している市町村等消防本部が行うことにより、地域特性を活かしたより効果的な指導と迅速な審査が可能となる。また、事業者においても、審査に要する期間が短縮され、効率的な事業展開を図ることが可能となる。	レイアウト新設・変更の届出先（審査）を当該地域における地理等の実状を把握している市町村等消防本部が行うことにより、地域特性を活かしたより効果的な指導と迅速な審査が可能となる。また、事業者においても、審査に要する期間が短縮され、効率的な事業展開を図ることが可能となる。	石油コンビナート等災害防止法第5条、第7条、第8条、第11条、第12条及び第13条	総務省 経済産業省	第2次提案において本要望を提出した際には、各種事務を円滑に進める必要があるとの理由から国への届出を維持することが適当との所管官庁からの回答であったが、画一的ではなく地域実状を踏まえたレイアウト規制への移行を趣旨とする本提案は、「国民の生命、身体及び財産の保護」を目的とした本法の目的に照らしても十分現況に精通した地元消防に対応させることから、合理的であると考えられる。	

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する回答(様式1)

(回答欄)								(要望事項欄)											
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
z1100330	商工会合併にかかる規制緩和	商工会法	同一市町村内の商工会同士の部分合併について、隣接する場合に限って合併を可能としている。	c		商工会の地区は、従来から、一の町村の区域とするとされている。ただし、商工業の状況により必要があるときは、例外的に、一の市又は隣接する二以上の市町村の区域とすることができる。平成13年の商工会法改正時に、商工会同士の合併環境整備の一環として、同一市町村内の商工会の部分合併についても、隣接する場合に限って特例的に合併を可能としたところである。商工会はその地域の商工業の発達や社会一般の福祉の増進を目的とした地域団体であり、その目的の適切かつ効率的な達成のためには、その地理的なまとまりが重要であるとの観点から、隣接要件を付しているものである。		5081	5081010	岐阜県	1	商工会合併にかかる規制緩和		商工会合併の条件となっている地区が隣接条項を緩和する	商工会法第8条により同一市町村内でなくても、隣接していることが条件となっている商工会の合併について、同一市町村内であれば飛び地であっても合併を可能とする。	市町村合併の進展に伴い、地域経済団体の統合が今後の課題となる。その場合新市が商工会と商工会議所の併存地区となることがあるが、商工会と商工会議所の合併にはその組織形態の違いから高いハードルが存在する。最終的に地域経済団体の統合を目指す場合、まず地域の商工会が統合されることが必要であり、その際隣接した商工会に限定されている法の規制を緩和されたい。	商工会法	経済産業省	
z1100340	国による特許申請窓口への弁理士派遣の実施	なし	特許出願窓口で国が弁理士を派遣することを規制する法規・制度はない。	f		国が弁理士を出願窓口へ派遣し、無償で特許出願を認めることは、本来出願人が負担すべき弁理士費用を負担することにならざる、弁理士費用の助成にあたる。このような措置は、従来型の財政措置に該当するため、対応不可能である。		5093	5093031	大島哲也	3.1	特許特区		専門知識の無い人でも、気軽にアイデアを特許化できるように特許申請窓口へ弁理士を国が派遣し、アイデアを持っている人が口頭で話した内容を無償で特許申請できるようにする。ここで登録された特許は日本国内に所在している企業なら誰でも無償で利用できる。ただ利用する際には特許庁に申請をし、この申請と特許庁は申請された特許がどの程度社会に貢献しているかを査定し発明者に代金を支払う。	現状の問題点 ・日本の技術力の地位低下 ・特許申請が継続で一般の人には出願しにくい ・特許の取扱いや、審査力は一般の人には複雑であり、せっかくのアイデアが実に出ないことが多い。 ・特許取得が困難 特許を申請するに比べて21000円、特許審査請求をすれば7000円、弁理士に頼れば20万程度の手数料を払う。 せっかく良いアイデアを持っている人が気軽に申請できない。 ・導入メソッド 特許の申請が複雑に感じられる。 申請窓口で口頭でアイデアを話して、無料で特許を取得できる。世界中のアイデアを持った人たちが日本で特許取得しやすくなる。 ・日本の産業の空洞化が懸念される。 国内に存在している企業は特許で申請されている発明を自由に使えるので世界中の企業が買えると思う。 ・発明が伸びる。 国内に存在している企業は特許で申請されている発明を自由に使えるので世界中の企業が買えると思う。 ・コストが懸念される。 国が弁理士を申請窓口へ派遣することでコストが懸念されます。特許取得が容易になり、それに伴って特許の増加が懸念されます。 ・特許が伸びる。 国内に存在している企業は特許で申請されている発明を自由に使えるので世界中の企業が買えると思う。 ・コストが懸念される。 国が弁理士を申請窓口へ派遣することでコストが懸念されます。特許取得が容易になり、それに伴って特許の増加が懸念されます。 ・特許が伸びる。 国内に存在している企業は特許で申請されている発明を自由に使えるので世界中の企業が買えると思う。 ・コストが懸念される。 国が弁理士を申請窓口へ派遣することでコストが懸念されます。特許取得が容易になり、それに伴って特許の増加が懸念されます。	特許法	経済産業省	大島哲也2-3-1で提案している社会保障現物支給特区の実現にはオートメーション化技術・ロボット技術・食料の増産技術・ES細胞技術の向上が欠かせない。そのためにも特許特区の実施は必要であると思う。	
z1100350	特許申請手続きの簡素化	特許法第36条など	特許出願には明細書等の出願書類の提出が必要。	c		要望のような特例措置を講じ明細書等の出願書類を簡素化すると、特許権の及ぶ範囲が不明確となり、第三者からの予見可能性が低下し、法的安定性を害し、無用な紛争を招くという弊害が生じるところ、このような弊害を除去する代替措置は存在しないため、対応不可能である。		5093	5093032	大島哲也	3.2	特許特区		専門知識の無い人でも、気軽にアイデアを特許化できるように特許申請窓口へ弁理士を国が派遣し、アイデアを持っている人が口頭で話した内容を無償で特許申請できるようにする。ここで登録された特許は日本国内に所在している企業なら誰でも無償で利用できる。ただ利用する際には特許庁に申請をし、この申請と特許庁は申請された特許がどの程度社会に貢献しているかを査定し発明者に代金を支払う。	現状の問題点 ・日本の技術力の地位低下 ・特許申請が継続で一般の人には出願しにくい ・特許の取扱いや、審査力は一般の人には複雑であり、せっかくのアイデアが実に出ないことが多い。 ・特許取得が困難 特許を申請するに比べて21000円、特許審査請求をすれば7000円、弁理士に頼れば20万程度の手数料を払う。 せっかく良いアイデアを持っている人が気軽に申請できない。 ・導入メソッド 特許の申請が複雑に感じられる。 申請窓口で口頭でアイデアを話して、無料で特許を取得できる。世界中のアイデアを持った人たちが日本で特許取得しやすくなる。 ・日本の産業の空洞化が懸念される。 国内に存在している企業は特許で申請されている発明を自由に使えるので世界中の企業が買えると思う。 ・発明が伸びる。 国内に存在している企業は特許で申請されている発明を自由に使えるので世界中の企業が買えると思う。 ・コストが懸念される。 国が弁理士を申請窓口へ派遣することでコストが懸念されます。特許取得が容易になり、それに伴って特許の増加が懸念されます。 ・特許が伸びる。 国内に存在している企業は特許で申請されている発明を自由に使えるので世界中の企業が買えると思う。 ・コストが懸念される。 国が弁理士を申請窓口へ派遣することでコストが懸念されます。特許取得が容易になり、それに伴って特許の増加が懸念されます。	特許法	経済産業省	大島哲也2-3-1で提案している社会保障現物支給特区の実現にはオートメーション化技術・ロボット技術・食料の増産技術・ES細胞技術の向上が欠かせない。そのためにも特許特区の実施は必要であると思う。	



規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する回答(様式1)

(回答欄)

(要望事項欄)

管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	規制改革	規制改革	要望主体	規制改革	規制改革	別表番号	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
								要望管理番号	要望管理番号		要望事項番号	要望事項番号							
z1100410	「大規模小売店舗立地法施行規則」の見直し(開店時刻・閉店時刻の変更に係る届出基準の見直し)	大規模小売店舗立地法第6条、施行規則第7条	大規模小売店舗立地法第6条では、届出事項のうち、開店時刻及び閉店時刻の変更を行う場合には、あらかじめその旨を都道府県に届け出るものとされている。ただし、開店時刻の繰り下げ、閉店時刻の繰り上げは、騒音等が生活環境に影響を与える時間が短くなるため、届出は不要とされている。	c		等価騒音レベル(ある時間範囲において変動する騒音レベルをエネルギー的な平均値として表したものが開店時刻の繰り上げ、閉店時刻の繰り下げに伴って、増大するかどうか一般的に判断することはできないため、大規模小売店舗立地法第6条では、開店時刻及び閉店時刻の変更を行う場合には、届出によって、等価騒音レベルが増大するかどうか確認することとしたものである。		5102	5102240	(社)日本経済団体連合会	24		「大規模小売店舗立地法施行規則」の見直し(開店時刻・閉店時刻の変更に係る届出基準の見直し)		騒音規制法における「夜間」の時間帯にかからない場合は、開店時刻の繰り上げや閉店時刻の繰り下げに係る届出を不要とすべきである。なお、騒音規制法による地域の指定が行われていない店舗設置地点については、夜間の時間帯を午後11時から午前5時とすべきである。	大規模小売店舗立地法第6条 大規模小売店舗立地法施行規則第7条	経済産業省	騒音規制法における「夜間」の時間帯：午後9時、10時又は11時から翌日の午前5時又は6時までの範囲内において都道府県知事が定める時間帯。	
z1100420	民間活力の発揮に向けた情報システムに関する政府調達制度の改善		「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」(平成14年3月情報システムに係る政府調達府省連絡会議、14年4月、15年3月改定)の3、(3)、において、「・・・コストが当初の予定を下回った場合に減少したコストの一部を契約の相手方に還元するといったインセンティブ付契約の導入について、引き続き検討する。」とされている。	b		インセンティブ付契約の導入については、「情報システムに係る政府調達府省連絡会議」において、平成15年度中に結論を得べく現在検討中である。		5102	5102390	(社)日本経済団体連合会	39		インセンティブ付契約(コストが当初の予定を下回った場合に減少したコストの一部を落札事業者に還元する契約等)や、成功報酬型契約(例えば、IT化を含め行政の事業の一部をアウトソーシングし、その収入を分配する契約や、落札事業者が提供したサービスがサービスレベル契約を上回る優良なものであった場合に追加発注等のインセンティブを与える契約等)を導入すべきである。なお、インセンティブ付契約、サービスレベル契約の導入等については、「平成15年度中に結論を得べく現在検討中(「各府省等における規制改革に関する内外からの意見・要望等に係る対応状況(平成14年度版)」[平成15年5月]とされているが、早期に結論を得て実施すべきである。		情報システムに係る政府調達制度の見直しについて(平成14年3月29日情報システムに係る政府調達府省連絡会議了承、平成14年4月22日改定、平成15年3月19日改定)	総務省 経済産業省 財務省			
z1100430	兄弟会社間の電力特定供給	電気事業法施行規則第21条	特定供給制度を活用して電気を供給する場合には、両者に生産工程、資本関係、人的関係等の密接な関係を要する。	b		今通常国会(第156回)で成立した電気事業法等の一部改正法において、自由化対象需要家に対し自営線を敷設して電気を供給する事業を行う場合には、特定供給制度を利用しなくても、届出を行えば原則行うことができることとした。これにより、本要望により達成しようとする事業内容についても本法の施行により実施することが可能となる。なお、本法の施行(電気事業法関係)は平成17年4月の予定であり、平成17年4月には50kW以上の需要家が自由化対象需要家となる予定である。		5102	5102580	(社)日本経済団体連合会	58		親会社傘下の子会社間で特定供給を許可すべきである。		自家発の余剰電力を供給する際に、供給者と需要家間で密接な関係があれば、自家発自家消費に類似した性格のものとして電力の直接供給(特定供給)が許可されるが、その許可要件が厳しくなっている。親会社傘下の複数の子会社は実質的には一体の会社となっている。企業再編の手段として持株会社化があるが、持株会社傘下の子会社間で特定供給が認められないと、企業再編が妨げられる。	電気事業法第17条第2項第1号 電気事業法施行規則第21条 電気事業法に基づく通商産業大臣の処分に係る審査基準等について(平成12・03・16資第1号 平成12年3月21日)	経済産業省		
z1100440	エネルギー管理者の外部委託	エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)第7条第1項及び第10条の2第1項(法第12条の3第1項において準用する場合を含む。)	・省エネ法第7条第1項の規定に基づき、第一種特定事業者(第一種エネルギー管理指定工場ごとに、政令で定める基準に従って、エネルギー管理士免状の交付を受けている者の中からエネルギー管理者を選任しなければならない。 ・省エネ法第10条の2第1項(法第12条の3第1項において準用する場合を含む。)	b		気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3)で採択された「京都議定書」の目標達成等、現在の我が国のエネルギーをめぐる諸情勢を踏まえて、エネルギー管理を促進するためにどのような制度が最も適切であるかを検討し、当該検討の中で、エネルギー管理者(員)の外部委託の考え方についても平成15年度中に検討し、結論を得る。		5102	5102590	(社)日本経済団体連合会	59		エネルギー管理者(員)は、有資格者であれば、自社の従業員だけでなく、ビル管理会社への委託や、連結子会社に出向し同じ事業所内に常駐する従業員の選任も可能とすべきである。		現在多くの企業において専門性を高める目的で、本社の一部機能を分社化している。人事・総務系の専門機能を分社化する場合、分社化前と同じ事業所内に勤務している社員でも、資格要件を満たしていれば、エネルギー管理者(員)としての責任は十分果たし得る。規制緩和が実現すれば、設備や法に精通した専門知識を持つ者が実務を推進でき、エネルギー管理者(員)の信頼性向上、人材の有効活用ができる。	省エネ法第7条、第12条の3	経済産業省		

規制改革集中受付月間 / 全国規模での規制改革要望に対する回答（様式1）

（回答欄）

（要望事項欄）

管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	規制改革要望事項管理番号		要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項（事項名）	別表番号	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他（特記事項）
								5102	5102640										
z1100450	行政手続法の適用除外の見直し	外国為替及び外国貿易法第五十五条の十二	外為法第五十五条の十二において行政手続法第二章及び第三章については適用除外としている。なお、要望理由にあるような、許可申請において許可されないか、あるいは申請取り下げを求めるといったような運用は行っていない。	c		行政手続法第二章及び第三章の規定にあるような、審査基準や理由の提示等を行うことは、懸念調達活動の手口の巧妙化につながるおそれがあること、審査基準の悪用や虚偽申告を招くおそれがある等国際的な平和及び安全の維持の観点から重大な問題を招来するとともに、他国、国際機関との信頼関係が損なわれる等外交上の障害となるおそれもあることから適用除外とせざるを得ない。また、要望理由中にあるような許可申請において許可されないか判断される申請を取り下げを求めるといったような運用は行っていない。		5102	5102640	(社)日本経済団体連合会	64	行政手続法の適用除外の見直し		安全保障輸出管理等に係る許可について、原則として、行政手続法第二章及び第三章を適用すべきである。特に、行政手続法第7条（申請に対する審査、応答）を適用するとともに、同法第4章第33条（申請に関連する行政指導）の趣旨を徹底し、申請に対する処分（許可及び不許可）が必ずなされるようにすべきである。		外国為替及び外国貿易法第55条の12	経済産業省		
z1100460	第一種電気工事士の定期講習義務付けの廃止	電気工事士法第4条の3	電気工事士法に基づく第一種電気工事士は、やむを得ない事由がある場合を除き、第一種電気工事士免状の交付を受けた日から5年以内毎に経済産業大臣が指定する者が行う自家用電気工作物の保安に関する講習を受けなければならない。	c	-	第一種電気工事士が扱うことのできる電気工作物は、多様な電気設備で構成されており、構造的にも複雑であるだけでなく、事故の際、広範囲に停電を引き起こす恐れがあるため、第一種電気工事士は常に技術の進歩に合わせて電気工事及び保安に関する知識、関係法令等に関する知識を更新していくことが、保安の確保を期す上で必要不可欠である。仮に、第一種電気工事士が日々の業務で技術革新に対応しているとしても、必ずしも全ての第一種電気工事士が技術革新等に対応しているとは言いがたいことから、法定による統一的な定期講習の実施は必要不可欠であり、定期講習の義務付けを廃止することはできない。		5102	5102700	(社)日本経済団体連合会	70	第一種電気工事士の定期講習義務付けの廃止		第一種電気工事士の定期講習義務付けを廃止すべきである。		電気関係の資格には、技術レベルに応じて、上から、電気主任技術者（第一種、第二種、第三種）、電気工事士（第一種、第二種）等があるが、第一種電気工事士についてのみ、5年に1回の定期講習の受講が義務付けられている。第一種電気工事士は実務の中で、日々技術変革に対応しており、講習受講を義務付ける必要性は乏しい。	電気工事士法第4条の3	経済産業省	行政改革大綱を受けて、平成14年4月1日より、従来の（財）電気工事技術講習センターに代わり、独立行政法人製品評価技術基盤機構が、指定講習機関となった。
z1100470	国の競争的資金制度の迅速化・簡素化	研究開発費補助金交付要綱（産業技術力強化法（平成12年法律第44号）第18条第1号の規定に係るもの）	産業技術研究助成事業においては、大学、独立行政法人等の若手研究者に配慮し、採択後、当該年度に必要な研究資金を原則四半期毎に一括交付している。また、その用途については研究開発テーマの遂行等に必要経費としている。	d		要望者に聴取したものの、今回のケースでは要望内容の具体性が不十分であることから、使途の部分については、今後の検討可能性について判断することは困難であるが、現状においても研究者からの概算払いの部分については請求に応じて速やかに資金交付を受けることは可能。		5014	5014100	(社)関西経済連合会	10	国の競争的資金制度の迅速化・簡素化		国の競争的資金制度において、概算払いの迅速な実施、手続き等の簡素化、使途に関する規制を緩和する。		大学発ベンチャーや産学連携が促進される。	内閣府 総務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省	当連合会「産学官連携に関する提言」（2003年5月）参照	
z1100480	リース等が競争上不利となる補助金制度・税制等について（1）補助金制度	電源過疎地域等企業立地促進補助事業実施要領	電源過疎地域等企業立地促進事業費補助金は電源地域への企業立地を促進するために、電源地域に立地する企業の生産又は営業の用に直接供せられる設備（土地を除く。）又は施設（建物、建物附属設備、構築物に限る。）の整備に要する費用について補助金を交付している。なお、財産管理の観点から、補助対象物は当該企業が所有するものとしており、リース・レンタル及び割賦販売契約に伴う所有権留保付の施設設備は対象としていない。	f		・電源過疎地域等企業立地促進事業費補助金は、電源地域の住民の生活の向上を図り、もって電源立地の円滑を図る電源三法交付金の一つであり、電源地域への企業立地を制限する補助金ではない。 ・本要望は補助金の拡大を要望するものであり、「従来型の財政措置」に当たるもの。		5034	5034391	(社)リース事業協会	39	リース等が競争上不利となる補助金制度・税制等について（1）補助金制度		リース及び割賦販売（以下、「リース等」という。）によって設備を使用する顧客等は、次のような補助金制度を利用することができない。また、リース等が利用できる補助金制度であっても顧客の使用実態と乖離しているため改善すること。電源過疎地域等企業立地促進事業費補助金 リース等は補助金の交付が受けられないためリース等に同等の措置を講じること。新エネルギー導入促進事業費補助金 リース等は補助金の交付が受けられないためリース等に同等の措置を講じること。	・ユーザーの設備の利用・調達形態の選択が拡大する。・各種制度にリース等を適用することによる。・リース等を含めた各種補助金制度においては、各種設備の普及促進等に対して一定の成果をあげている。	・資源エネルギー庁の補助金交付要綱等	経済産業省		

規制改革集中受付月間 / 全国規模での規制改革要望に対する回答 (様式 1)

(回答欄)

(要望事項欄)

管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項 (事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他 (特記事項)
								5008	5008400	オリックス㈱	40	官公庁の入札制度、契約制度の改善							
z1100490	官公庁の入札制度、契約制度の改善		1-1 競争参加資格の申請様式については、全庁統一様式で実施。 1-2 競争参加資格のインターネット申請について、非公共分については実施しており、公共分については実施していない。 2 入札手続については、紙により実施。	a	1-1 対応済 1-2 非公共分については対応済み。また、公共分については、平成16年度から実施予定。【申請書類の受付体制は、紙との併用】 2 入札手続については、平成15年度中にインターネット技術を活用した電子入札・開札システムを導入予定。平成16年度以降には、地方展開を予定。【入札に係る書類の受付体制は、紙との併用】			5008	5008400	オリックス㈱	40	官公庁の入札制度、契約制度の改善		統一基本様式を定め、団体や法人の特殊要因により様式をオプションで付加する方式に改善すべき。また、昨今のIT社会化に対応し、申請業務をITと紙の選択制とすべき。		公用車のリースによる導入は、車両管理面やコスト削減面から今後促進される事が想定される。その点で、官民両サイドの事務作業の効率化、円滑化の観点から入札制度の諸手続きの統一化に関する措置を講ずる必要があるものと考えられる。		全庁	
								5034	5034380	(社)リース事業協会	38	官公庁・地方自治体の入札制度、契約制度の改善		・官公庁の入札制度において、参加資格審査申請や入札業務などの諸手続きは官公庁によって異なっている。このため、申請内容の多くの項目が重複しているものの、申請様式はそれぞれ異なっている。・また、申請は紙でのみ行なわれている。・統一基本様式を定め、団体や法人の特殊要因により様式をオプションで付加する方式に改善すべき。・また、昨今のIT社会化に対応し、申請業務をITと紙の選択制とすべき。	・入札制度の諸手続きの統一化に伴い、官民両方の過重な事務負担が軽減できる。	・例えば、公用車のリースによる導入は、車両管理面やコスト削減面から今後促進される事が想定される。その点で、官民両サイドの事務作業の効率化、円滑化の観点から入札制度の諸手続きの統一化に関する措置を講ずる必要があるものと考えられる。	地方自治法等	全庁	
z110010	大規模小売店舗立地法関連 新設及び変更時届出書類の簡素化	大規模小売店舗立地法第5条、第6条、附則第5条	大規模小売店舗立地法第5条、第6条、附則第5条に基づく新設及び変更の届出に当たっては、届出事項に係る周辺環境(交通、騒音、廃棄物)への影響を審査するために不可欠な12項目の添付書類(駐車台数の算出根拠や騒音レベルの予測結果など)の提出を求めている。 都道府県が法の運用を行うに当たっては、出店者の負担という観点から、添付書類は当該12項目に関して、届出事項に係る周辺環境への影響を審査する上で必要最小限のものに限るべきと考えている。	d				5007	5007030	日本チェーンストア協会	3	大規模小売店舗立地法関連	1102	新設及び変更の届出による添付書類の簡素化(交通量調査、予測、音の測定)		・法附則第5条第1項では、当該変更に係るもの以外のものを届出ることになっており、法第5条第2項で、添付書類を求められている。しかし、必要とされている提出書類の提出趣旨、その活用に関して明確にされていないため、結果的に店舗設置者のコスト増となっている。 したがって、既存店舗における変更の届出を行う場合、必要添付書類は、変更内容に関する必要最小限のものにすべきである。	大規模小売店舗立地法	経済産業省	
z110020	大規模小売店舗立地法関連 営業時間の延刻を行う際の手続簡素化、添付書類の見直し	都道府県の要項等(参考)大規模小売店舗立地法第5条、第6条、附則第5条	大規模小売店舗立地法第5条、第6条、附則第5条に基づく新設及び変更の届出に当たっては、届出事項に係る周辺環境(交通、騒音、廃棄物)への影響を審査するために不可欠な12項目の添付書類(駐車台数の算出根拠や騒音レベルの予測結果など)の提出を求めている。 都道府県が法の運用を行うに当たっては、出店者の負担という観点から、添付書類は当該12項目に関して、届出事項に係る周辺環境への影響を審査する上で必要最小限のものに限るべきと考えている。都道府県の要項はこうした考えの下で定められていると認識している。	e				5007	5007040	日本チェーンストア協会	4	大規模小売店舗立地法関連	1102	営業時間の延刻を行う場合の手続の簡素化及び添付書類の見直し		・変更の届出に伴う添付書類については、実際に状況変化のない事項に関する書類もある。 ・営業時間の延刻については、実際に状況変化のない事項もあることから、営業時間変更の届出を行う場合の添付書類については明らかに影響のないものについては不要としていただきたい。	都道府県の要項等	経済産業省	
z110030	一般用電気工作物への位置づけによる家庭用燃料電池発電設備導入事業	電気事業法第38条第2項、電気事業法施行規則第48条第4項	家庭用燃料電池は自家用電気工作物に位置付けられるため、電気主任技術者の選任や保安規定の策定・届出等が必要とされている。	a	家庭用燃料電池発電設備を小出力発電設備として一般用電気工作物に位置付けることについては、有識者や関係事業者から構成される委員会において、燃料電池発電設備が一般家庭等に設置された際の安全性に係る技術的な検証を実施しているところであり、平成16年度末までに、一般用電気工作物として位置づけるために必要な技術基準の整備等を行うこととしている。			5102	5102570	(社)日本経済団体連合会	57	燃料電池発電設備の小出力発電設備扱い	1104	20kW未満の燃料電池発電設備を小出力発電設備とすべきである。		小型燃料電池コージェネレーションが一般家庭等に普及することにより、二酸化炭素排出抑制、燃料供給源の多様化によるエネルギー安全保障の確保が期待できる。しかし、現行制度は小容量燃料電池の一般家庭等への普及の障害となっている。 20kW未満の小容量の燃料電池については、構造上かつ機能上安全性が高く、また業界団体による自主安全基準の作成等、保安体制の整備が進められており、小出力発電設備に位置付けることが可能である。	電気事業法第38条第2項 電気事業法施行規則第48条第4項	経済産業省	
								6007	6007010	岐阜県	1	一般用電気工作物への位置づけによる家庭用燃料電池発電設備導入事業	1104	小規模燃料電池発電設備を、電気事業法第38条第1項第3号の経済産業省令で定めるもの(一般用電気工作物)とみなし、小規模燃料電池発電設備の設置にあたっては、保安規程の届出及び電気主任技術者の設置を不要とする。	新エネルギー財団(NEF)による「定置用燃料電池実証研究」の岐阜県内での実施を提案中	平成14年5月27日に燃料電池プロジェクトチーム(古屋経済産業副大臣(当時)主査)による報告書等にもあり、2005年より定置用燃料電池が一般家庭に導入されていくと見込まれており、燃料電池の普及のためには早い段階での規制緩和が必要となるため。	電気事業法第38条第1項第3号 電気事業法施行規則第48条第2項	経済産業省	